

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和3年11月22日（月） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時30分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 26名
欠席委員	大見直基推進委員、神谷喜幸推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	岩瀬事務局長、近藤事務局課長、杉浦係長、松井主査、市川主査 細井主査
議事録署名者	3 杉浦 和彦 委員 7 岩瀬 正則 委員

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 3 杉浦 和彦 委員 7 岩瀬 正則 委員

また、欠席者は 11 大見 直基 推進委員 15 神谷 喜幸 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第43号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第43号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号39の計1件です。申請内容は、売買です。譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためです。譲渡人の理由は、相手方の要望によるためです。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田1, 068㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第44号議案 農地法第4条の規定による申請について及び日程第3 第45号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について市川主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第44号議案 農地法第4条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号5の分家住宅が1件、畑419㎡です。

続きまして、日程第3第45号議案農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号119から127の9件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が5件、診療所が2件、粘土採掘場が2件です。

面積につきましては、田14,881.79㎡、畑4,625㎡、合計19,506.79㎡です。

なお、受付番号122と123は同一の事業ですが、設定する権利の種類ごとに申請書が提出されており、122は賃借権の設定、123は所有権の移転となっています。議案書の中、受付番号122につきましては、一体利用地の面積が808㎡とありますが、正しくは807㎡です。大変失礼いたしました。この案件につきまして、別冊の資料でご説明します。右肩に【日程第3第45号議案資料】とある資料をご覧ください。

申請日は令和3年11月5日、同日農業委員会受付となっております。本案件は、受人が、渡人の所有する田を転用し、診療所を建設するものです。受人は消化器内科を専門とする医師で、現在は安城市内の医院にて勤務をしておりますが、周辺に消化器内科が無い東端町地内にて地域医療に貢献するために本申請をするに至ったとのことです。

申請人、申請地、農地区分及び許可基準については、資料に記載のとおりです。

事業期間につきましては、令和3年12月28日から着工し、令和4年7月31日に完成する計画となっております。

土地利用計画については、4、5ページでご説明します。4ページが駐車場を含む全体図面、5ページが診療所を建築する土地の詳細図面です。

排水計画については、診療所で発生する汚水・雑排水は合併処理浄化槽にて処理し、敷地内最終マスで雨水と合流し、西側道路側溝に放流します。駐車場部分の雨水については敷地境界のコンクリート土留め及び敷地内勾配にて既設側溝へ誘導・放流する計画となっております。

許可後は、前述のとおり遅滞なく申請農地をその用途に供する予定です。また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む9件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上支障がないことを確認しております。

申請面積1,000㎡以上の案件について、先ほどの6ページ以降に記載しています。該当案件は受付番号126, 127です。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、11月15日に、岩井和男委員と中尾充紀委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその

許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○杉浦泰昭推進委員

説明案件122、123番ですが、この地区は数年前に土地改良を行ったと思いますけど、その辺はクリアしていますか。

○市川主査

土地改良事業施行完了後8年は経過しているものと思います。8年経っていないと許可できないですけども、8年過ぎているものに関しては許可の基準を満たしています。

○杉浦泰昭推進委員

すみません、もう1つ聞き忘れました。周辺、隣が農地を残しての転用となりますが、照明等の影響はないでしょうか。

○市川主査

周辺にも農地が点在していくような状況になります。実際駐車場の配置もあるものですから、夜間照明等、点灯するものと思われそうですが、照明灯の位置だとか向きだとか、遮光板の有無だとか、そういったものについてまで今回の申請で確認できておりませんので、また行政書士を通して計画内容については聞き取りを行ってまいりますけども、いずれにしても施工後に光による農作物への害だとかがないようにしなければならないので、このあたりはきちんと指導しています。

○杉浦泰昭推進委員

よろしく申し上げます。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第46号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第4第46号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号27から29の3件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、田35, 397㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第47号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画等について

この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局からしていただき、その後議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議しますのでご承知ください。

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第5第47号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画等についてご説明申し上げます。

農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の貸し手と借り手の調整を行い、市が計画を立て、農業委員会の審議を経て、市が公告を行うことにより利用権が設定されるものです。

今回の計画は、農地中間管理事業による権利設定を行うものです。

安城市では、通常4月15日付けまたは6月15日付けで農用地利用集積計画の公告し、農地中間管理事業による権利設定を行います。必要性が生じた際は、随時公告を行います。

今回は、経営体育成基盤整備事業安城荒井地区において農地の集積集約を行うために権利設定を行います。

それでは、議案1頁目の「令和3年度農用地利用集積計画 実施総括表 令和3年12月15日公告分」をご覧ください。

今回の計画で新規に設定する面積が、19,343㎡です。

農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日も承認いただきましたら、12月15日付けで公告させていただきます。

2頁目以降につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますのですが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるものから審議します。

都築英治委員に関する事項から審議いたしますので、都築英治委員は退席してください。

それでは、都築英治委員に係る集積計画は3ページ目の表の上から2人目の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。都築英治委員は入室してください。

続きまして、ただいまの都築英治委員に関する部分を除く集積計画について審議します。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第6 第48号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第6第48号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画等について ご説明申し上げます。

今回の計画は、畑・樹園地利用促進制度による利用権設定を行うものです。畑・樹園地利用促進制度は、畑及び樹園地の利用権の取得を促進させることで、遊休農地の発生を防止するとともに、畑作物及び果樹の生産の振興を図ることを目的としております。10a未満の農地の耕作を希望する方を「たのしみ農業者」、10a以上の農地の耕作を希望する方を「畑・樹園地担い手農業者」として、要件を満たした場合に、試行期間を1年設け、試行期間終了後は3年以上農地を借りることができます。

それでは、「令和3年度農用地利用集積計画（畑・樹園地利用促進制度分）実施総括表 令和3年12月15日公告分」をご覧ください。

今回、新規設定を行う面積が14,523㎡、期間満了による更新の面積が6,325㎡、合計20,848㎡となっています。

前述の申請について、農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日も承認いただきましたら、12月15日付けで公告させていただきます。

次ページ以降につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第7 第49号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画案について

この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局からしていただき、その後議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議しますのでご承知ください。

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第7第49号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画案についてご説明申し上げます。

農用地利用配分計画は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために農地中間管理機構が作成する計画です。

市は、農地中間管理機構からの依頼を請けこの農用地利用配分計画の案を作成することになっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定では、この案を作成するにあたり、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとするとしておりますのでご審議をお願いします。

今回は、経営体育成基盤整備事業安城荒井用水地区における耕作者の集約を進めるための権利の移転となります。

それでは、令和3年度農用地利用配分計画案の集計表をご覧ください。

権利の移転を受ける者、権利の移転をする者、移転の時期、移転する権利、及び移転する土地はご覧のとおりとなっております。

明細書3ページ目の一番下をみていただきますと合計が記載されております。権利の移転をする農地の面積の合計は、130筆、185,569㎡です。

本日、農用地利用配分計画案の内容についてご了承いただけましたら、農地中間管理機構に提出させていただくことになります。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、都築英治委員が単独で関係する案件、杉浦和彦委員が単独で関係する案件、都築委員、杉浦委員の双方が関係する案件があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける委員に該当します。なお、この議案に関しまして、都築英治委員、杉浦和彦委員が直接関係しない案件もございますが、地域での農用地利用配分計画の見直しとなりますので、両委員には退席していただきます。

本案につきまして、ご意見がありましたらお願いします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、議案どおり決定させていただきます。都築英治委員、杉浦和彦委員は入室してください。

□ 日程第8 報告第11号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第8報告第11号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号23、24の2件です。転用行為の概要は、分譲宅地用地が1件、駐車場の設置が1件です。面積は、田2,026㎡、畑212.30㎡の合計2,238.30㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号93から100の8件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が6件、資材置場の設置が1件、駐車場の設置が1件です。面積は、田2,149㎡、畑1,176㎡の合計3,325㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号390から404の合計15件です。解約事由別にみますと、利用権を設定するためが9件、規模縮小のためが1件、他者に賃貸するためが4件、自作するためが1件です。面積は、田22,690㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

安城市農地移動適正化あっせん委員会運営要領の一部改正について（資料1）ですが、このたび、11月8日付けで、●●地内の農用地において、あっせんの申出が1件ありました。今、あっせん手続きを進めるところでございますが、あっせんの手続きを進める上で、現行の運営要領において改善すべき事項がございましたので、先に見直しをしたく、協議事項とさせていただきました。

1ページ、資料1をご覧ください。

まず、農業委員会が行う、農地移動適正化あっせん事業について、簡単にご説明をします。目的に記載してありますが、農業振興地域内で農業を営むものに対して、農業経営の規模拡大、農地集団化その他農地保有合理化に資するため、農業振興地域内の農用地等について、農業委員会が売買を希望する土地所有者と農家の間に立ち、権利移動のあっせんを行うものでございます。

農業委員会としましては、農用地等の所有者からあっせんを受けたい旨の申出を受けたときは、あっせん委員会を開催し、推進委員1名以上のあっせん委員を指名することとなります。そして、指名を受けたあっせん委員は、買受候補者

に対して、順にあっせんを行い、買受人を決定することとなります。

このあっせん事業のメリットでございますが、あっせんを行う農用地が、農業振興地域内の色地の場合には、売り手には譲渡所得の特別控除（８００万円）のメリットがあります。しかし、デメリットとして、売り手は買い手を指定できず、また、あっせん委員会が指定する、その売買する農地に隣接または近接の農地で耕作している担い手でなければ原則として買い手にはなれません。最近では、平成２７年度に１件の申出がありました。その際は成立しておりますが、それ以降は実績がない状況です。

次に、あっせん事業の簡略的な流れですが、１ページの中段、フローチャートをご覧ください。売渡し人からあっせんの申出があった場合、農業委員会は、あっせん委員会を開催し、買受人の候補者の名簿を作成するとともに、あっせん委員の指名を行います。その後、あっせん委員が売渡人と買受人の仲介に入り、買受人を決定することとなります。買受人が決まれば、成立となります。決まらない場合は、不成立となります。以上が、あっせん事業の内容です。

本日の協議をお願いする事項でございますが、２ページ、３ページをご覧ください。

農地移動適正化あっせん委員会運営要領の第２条において、あっせん委員会の構成員を規定しております。現行の要領では、「あっせん委員会は、農業委員会の会長、会長職務代理者及び取り消し部分ですが、農業委員又は農地利用最適化推進委員であって会長が指名するもの２名」と規定しています。今回、要領を改正し、あっせん委員会の構成員を「会長、会長職務代理者及び運営委員会委員」とすることにより、今後、あっせんの申出があった場合に、運営委員会の前にあっせん委員会を開催することでこの会議の迅速化を図りたいと考えております。

また、第４条第１号ですが、あっせん調書の作成にあたって、押印の見直しを行い、自署の場合は、押印をしなくてもよいとするものです。

今回、あっせん委員会の構成員を見直すことによりまして、来月にあっせん委員会を開催し、あっせんの候補者の選定、あっせん委員の指名等を行いたいと考えております。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について次のとおり説明があった。

1 令和３年度（第３６回）安城市農業賞について

上記の議題について天野課長補佐から次のとおり説明があった。

「令和3年度（第36回）安城市農業賞等について」ご説明をいたします。

安城市農業賞は昭和61年度にスタートし、地域農業の発展に努力されている方、農業経営が他の模範となる方、農業後継者で今後活躍が期待される方などを表彰し、本市農業の一層の振興に資するものでございます。今年度も「地域づくり活動部門」、「営農部門」、「農業青年奨励部門」の3部門を選考させていただきました。

選考につきましては、安城土地改良区、あいち中央農業協同組合より推薦されました方を去る10月25日開催の安城市農業振興協議会幹事会で事前審査し、11月5日開催の安城市農業振興協議会で決定をいただきました。

その結果、「地域づくり活動部門」につきましては、「二本木地区水土里の会」様に、「営農部門」につきましては、「成瀬 浩司」様に、「農業青年奨励部門」につきましては「稲垣 勝一」様にそれぞれ決定されました。

5ページから、各受賞者の方の業績を記載させていただきましたので、ご説明させていただきます。

先に1点訂正がございます。5ページ中断の営農部門成瀬浩司様の漢字に誤りがございました。正しくは4ページにありますとおり、司を使用した浩司様でございますので、5ページの表記の訂正をお願いします。大変失礼いたしました。

それでは、各受賞者の方を説明させていただきます。5ページをご覧ください。

まず、「地域づくり活動部門」の「二本木地区水土里の会」様でございます。平成19年4月1日設立の団体で、二本木町地域において農用地や水路、農道等の保全管理と景観形成活動を行っています。

この地域では、昭和47年から昭和51年にかけて県営ほ場整備事業が行われ、さらに平成10年頃から用水路のパイプライン化が進められる等、農業生産性が向上してきました。しかしながら、年月の経過とともに老朽化が顕著となり、補修や維持管理に多くの手間を要するようになってきました。

こうした中で活動を開始され、積極的な泥上げや草刈り、破損個所の点検・補修により、地域農業を支えています。さらには、近隣中学校と協働したゴミ拾いや道路沿いへの花の植栽を行う等、住民と協力した活動を通じて地域の発展にも大きく寄与されています。

以上の内容を踏まえ、事務局としましては「地域づくり活動部門」の受賞に値すると考えています。

続いて、「営農部門」の「成瀬 浩司」様でございます。

昭和33年11月26日生まれで、昭和60年に就農し、耕種農業を中心にハウス胡瓜、ハウスいちじくも手掛けた複合経営に意欲的に取り組んできました。

平成2年には、JA安城市青年部 部長を務め、若手農家のリーダーとして次世代の農家を牽引しました。平成3年には、JA安城市胡瓜部会 部会長、平成22年には、JAあいち中央営農部会 副部会長、平成26年から2期、JAあいち中央理事を歴任し、令和2年からは、JAあいち中央安城東支店 支店運営委員長も務めています。さらに、安城農業士会では、平成26年と令和3年に理事を務め、地域農業、地域社会に大きく貢献しています。

現在は長男と共に米・麦・大豆の栽培を行い、後継者の育成にも力を入れています。

以上の内容を踏まえ事務局としましては営農部門の受賞に値すると考えます。

続いて、「農業青年奨励部門」の「稲垣 勝一」様でございます。

昭和55年7月16日生まれで、平成23年に親元である農事組合法人啓愛に就農され、米・麦・大豆を生産しています。

平成29年には、JAあいち中央青年部 部長を務めました。平成30年に、安城市が食育・農業プロモーション映像を制作する際には制作委員会の会長を務め、若手農業者を牽引するだけでなく、本市農業の魅力発信、子どもや地域住民への農業理解促進にも大きく貢献されました。

新技術や持続可能な農業にも積極的に取り組み、今後の本市農業を牽引する農家として活躍が期待されます。

以上の内容を踏まえ、事務局としましては農業青年奨励部門の受賞に値すると考えます。

以上の方が、令和3年度安城市農業賞を受賞することに決定されました。受賞式につきましては、12月27日月曜日に執り行う予定でございます。

なお、一昨年までは農用地利用改善組合長及び農務連絡員の皆様にも表彰式にご出席いただいておりますが、現在落ち着いている状況であるといいまして、新型コロナウイルス感染症の影響がまだ懸念されますので、今年度も規模を縮小して執り行いたいと思います。

連絡報告事項「令和3年度（第36回）安城市農業賞等について」の説明は以上となります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2以降の連絡報告事項について、杉浦係長から次のとおり説明があった。

続きまして、2 令和4年農業委員会開催日程について（別添資料）についてですが、別添、A4、カラー刷りの資料（カレンダーになっているもの）をご覧ください。

来年の農業委員会の開催予定日が決まりましたので、概要についてご説明いたします。まず、開催日につきましては、慣例により、原則として毎月22日としていますが、その日が土曜日又は休日に当たるときは、次の最初の平日に設定しております。また、会場ですが、基本的には第10会議にて開催を予定しておりますが、新型コロナウイルスの感染症の感染状況によりましては、場合によっては少人数ですとか、別の会議室を使用する場合がございますのでご了承ください。もし開催の都度に場所が変わるですとかございましたら事務局からの連絡事項で通知文に記載させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、3 本日の提出物についてですが、11月中に不耕作地、また、地区によっては違反転用農地について指導をしていただいた方は、指導に関する報告書を事務局にご提出くださいますようお願いいたします。なお、8月から実施してまいりました農地パトロールにつきましては、毎月の報酬とは別に、現地調査活動に対する謝礼をお支払いする仕組みになっております。よって本日及び8月に皆様からご提出いただいた報告書を基に、あくまで予算の範囲内ではございますが調整をした額で金額を算定し、年末から年明けごろをめどにお支払いをさせていただきます予定でございます。

2、3につきましては以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○岩瀬 正則委員

不耕作地で、草が生い茂っているのできれいにしてくださいというのは非常に分かりやすく指導しやすいですけど、違反転用の、私の区域ですと、40何年工場が建っているところがありますが、そういったところはどういう指導を行えばよいのですか。

○杉浦係長

基本的には、違反転用の指導も行えれば望ましいのですが、なかなかそういう方ってというのは分かってみえてできないこともあると思います。

○岩瀬 正則委員

地権者と話してきたけど、俺が死んだら工場は壊すと、俺が活着ている間、工場は壊さないって言うており、これ以上俺は何を言えばいいのか。

○杉浦係長

そうですね、個人の権利、財産になってくるので、それ以上強く立ち入ってはいけないですので、定期的に違反転用ですと言っていくしかないです。

○岩瀬 正則委員

自分は毎年手紙が来るので違反転用だと知っていると、どうすればいいって言われると、壊せとは言えないので、私たちも喧嘩を売りに行ったみたいになってしまうので、そんなことは言えない。

○杉浦係長

違反転用されている方は、言われるように分かって悪意を持ってやっている方も中にはみえるものですから。

○岩瀬 正則委員

普通に町内で馴染んでしまっている工場になっている。町内の人だから言うは言ったけど、何を言ったらいいか分からない。

○杉浦係長

そうですね、向こうも違反転用を承知していて、壊せとはなかなか言いづらい状況ではあったと思うので、現状としてはこうですよと、違反転用をしているので農業委員会の事務局に一度相談してくださいと言うのがいいのかなと思います。

○岩瀬 正則委員

40何年ですよ、今更何を言えばいいのか。

○杉浦係長

そうですね、あまり言うとも向こうから逆に怒られてしまうと思うんですけど、

改めて新しく言うことはないと思いますが、根気強く言うべきなのかなと思います。

○岩瀬 正則委員

また来年も同じことをすると思いますが、何を言えばいいのか。

○杉浦係長

そうですね。根気強く言うしかないのかなと思います。過去の話がされた経緯も事務局で記録を残していますので、その辺を話しながら、すぐにどうにかならないものもあるかと思いますが、事務局に相談の上対応すべきかと思います。

○岩瀬 正則委員

もう1件。庭師をやっていて、畑に石が置いてあってそれも一応農転違反だっ
て言ったけど、それを片付けてって言ったけど片付けるところがないもんで、畑
に石を積んでるって言ってる。それもどう言ったらいいですか。

○杉浦係長

その方は事務局に相談にみえたということですので、呼びかけをして
いただいて取り組んでいただければと思います。置場がないから畑に置きちや
ってること自体がよくないことではあるので、それをお伝えするとともに市
の方にもどうしたらいいか相談してくださいと。解決が難しい案件だと思いま
すが。

○会長

とりあえず市に相談してって言ったほうが、まずそのへんからやるのがいい
ですかね。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続きまして、4 配付物についてですが、先月お申込みをし、ご購入いただい
た方にはデンパークの年間パスポートをお配りいたしましたので、同封の注意

事項をよくお読みの上、ご利用ください。

このほか、農業委員手帳又は農地利用最適化推進委員手帳、及びのうねん11月号をお配りいたしましたので、ご活用ください。

続きまして、5 次回予定ですが、12月22日（木）午後1時15分より安城市役所 第4会議室にてあっせん委員会、午後1時30分より第4会議室にて運営委員会、午後2時30分より第10会議室にて定例会、午後3時30分より第10会議室にて研修会を予定しております。

さきほど協議・依頼事項として、協議していただいたあっせん委員会を午後1時15分から運営委員会と同一の構成員にて開催させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。また、来月は、研修会を開催する予定をしております。テーマは、「農地のあっせん事業について」を、お話をさせていただきたいと考えています。

また、例年ですと12月は会議終了後に懇親会を開催しておりますが、今年は周知のとおり新型コロナウイルス感染症の影響があり、現状では大人数で宴席をもった場合に、十分な安全を確保できるとは言い切れない状況であることから、開催を見合わせることにさせていただきますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時30分、議長は閉会を宣する。